

《 特定口座約款集 新旧対照表 》

2024年5月吉日

(変更箇所は下線の部分です)

特定口座約款	
新	旧
<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 この約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります。）が特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡若しくは当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるためにみずほ証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）及び信用取引等に係る上場株式等の譲渡について、<u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号及び第3号</u>に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 この約款に定めのない事項については、「みずほ証券の証券総合取引約款」等他の約款の定めるところによるものとします。</p> <p>3 （現行通り）</p>	<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 この約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります。）が特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡若しくは当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるためにみずほ証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）及び信用取引等に係る上場株式等の譲渡について、<u>同条第3項第2号及び第3号</u>に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 本約款に定めのない事項については、「みずほ証券の証券総合取引約款」等他の約款の定めるところによるものとします。</p> <p>3 （省略）</p>
<p>(特定口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客さまが特定口座を開設しようとする場合には、当社に対し、特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客さまは租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に規定する書類を提示し、ご氏名、生年月日、ご住所及び個人番号（お客さまが個人番号を有しない場合又は同条第5項の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日及びご住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づく本人確認を受けていただくこととなります。</p> <p>2 3 4 5 6 （現行通り）</p>	<p>(特定口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客さまが特定口座を開設しようとする場合には、当社に対し、特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客さまは<u>租税特別措置法第37条の11の3第4項</u>に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に規定する書類を提示し、ご氏名、生年月日、ご住所及び個人番号（お客さまが個人番号を有しない場合又は同条第5項の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日及びご住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づく本人確認を受けていただくこととなります。</p> <p>2 3 4 5 6 （省略）</p>

特定口座約款

新	旧
<p>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第10条 特定口座からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客さまに対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イの規定により計算した金額、同号口に規定する取得日及び当該取得日に係る数等を、通知いたします。</p>	<p>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第10条 特定口座からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客さまに対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イの規定により計算した金額、同号口に規定する取得日及び当該取得日に係る数等を、通知いたします。</p>
<p>(特定口座の廃止)</p> <p>第16条 (現行通り)</p> <p>① お客さまからのお申出があった場合。この場合、特定口座廃止届出書を当社にご提出いただくものとします。</p> <p>② お客さまが、海外転勤等により出国（居住者にあつては、国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有する非居住者にあつては、恒久的施設を有しないこととなることをいいます。以下同じ。）され、居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合。この場合、お客さまから当社に、特定口座廃止届出書が提出されたものとみなされ、<u>租税特別措置法施行令第25条の10の7第2項</u>の規定が適用されます。</p> <p>③ (現行通り)</p> <p>④ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。</p> <p>⑤ 「みずほ証券の証券総合取引約款」の規定により証券総合取引の全部が解約された場合。<u>この場合、当該解約日にお客さまから当社に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</u></p> <p>付 則 この改訂は、<u>2024年6月10日</u>から施行する。</p>	<p>(特定口座の廃止)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>① お客さまからのお申出があった場合。この場合、<u>租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書</u>を当社にご提出いただくものとします。</p> <p>② お客さまが、海外転勤等により出国（居住者にあつては、国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有する非居住者にあつては、恒久的施設を有しないこととなることをいいます。以下同じ。）され、居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合。この場合、お客さまから当社に、<u>租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書</u>が提出されたものとみなされ、<u>同条第2項</u>の規定が適用されます。</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</p> <p>「みずほ証券の証券総合取引約款」<u>127.</u>の規定により証券総合取引の全部が解約された場合には、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>付 則 この改訂は、<u>2022年12月19日</u>から施行する。</p>

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

新	旧
<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 (現行通り)</p> <p>2 この約款に定めのない事項については、「みずほ証券の証券総合取引約款」等の約款の定めるところによるものとします。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第6条 (現行通り)</p> <p>① お客さまから特定口座廃止届出書の提出があったとき</p> <p>② (現行通り)</p> <p>③ お客さまの相続人から特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>④ (現行通り)</p> <p>⑤ 「みずほ証券の証券総合取引約款」の規定により証券総合取引の全部が解約された場合において、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>付 則 この改訂は、<u>2024年6月10日</u>から施行する。</p>	<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>2 本約款に定めのない事項については、「みずほ証券の証券総合取引約款」等の約款の定めるところによるものとします。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>① お客さまから<u>租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める</u>特定口座廃止届出書の提出があったとき</p> <p>② (省略)</p> <p>③ お客さまの相続人から<u>租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める</u>特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤ 「みずほ証券の証券総合取引約款」<u>127</u>の規定により証券総合取引の全部が解約された場合において、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>付 則 この改訂は、<u>2022年12月19日</u>から施行する。</p>

特定管理口座約款

新	旧
<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 (現行通り)</p> <p>2 この約款に定めのない事項については、「みずほ証券の証券総合取引約款」等他の約款の定めるところによるものとします。</p> <p>3 (現行通り)</p> <p>(特定管理口座の廃止)</p> <p>第7条 (現行通り)</p> <p>① (現行通り)</p> <p>② お客さまから特定口座廃止届出書を当社にご提出された場合。</p> <p>③ お客さまが、海外転勤等により出国（居住者にあつては、国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有する非居住者にあつては、恒久的施設を有しないこととなることをいいます。）され、居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなり、特定口座廃止届出書が提出されたものとみなされた場合。</p> <p>④ 特定口座開設者死亡届が提出され、相続又は遺贈の手続きが完了した場合。</p> <p>⑤ (現行通り)</p> <p>⑥ 「みずほ証券の証券総合取引約款」の規定により証券総合取引の全部が解約され、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされた場合。</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>付 則 この改訂は、<u>2024年6月10日</u>から施行する。</p>	<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>2 本約款に定めのない事項については、「みずほ証券の証券総合取引約款」等他の約款の定めるところによるものとします。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(特定管理口座の廃止)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② お客さまから<u>租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する</u>特定口座廃止届出書を当社にご提出された場合。</p> <p>③ お客さまが、海外転勤等により出国（居住者にあつては、国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有する非居住者にあつては、恒久的施設を有しないこととなることをいいます。）され、居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなり、<u>租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する</u>特定口座廃止届出書が提出されたものとみなされた場合。</p> <p>④ <u>租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する</u>特定口座開設者死亡届が提出され、相続又は遺贈の手続きが完了した場合。</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>⑥ 「みずほ証券の証券総合取引約款」<u>127.</u>の規定により証券総合取引の全部が解約され、当該解約日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされた場合。</p> <p>2 (省略)</p> <p>付 則 この改訂は、<u>2022年12月19日</u>から施行する。</p>